

阿賀野市告示第103号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書の交付サービスに係る証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月22日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 徴収事務の委託を受ける者
東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 委託する事務の範囲
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得証明書、課税証明書の交付手数料の徴収
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで